

その他公的融資相談窓口

①東京都の公的融資 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/>		
東京都産業労働局金融部金融課	新宿区西新宿2-8-1 都庁第1本庁舎19階	5320-4877
東京信用保証協会 池袋支店(※)	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル8階	3987-5445
②日本政策金融公庫の事業資金融資 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/>		
日本政策金融公庫 池袋支店	豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル10階	3983-2131
③商工組合中央金庫の事業資金融資 <https://www.shokochukin.co.jp/corporation/>		
商工組合中央金庫 池袋支店	豊島区南池袋1-21-10	3988-6311
④商工会議所の経営改善資金（マル経融資） <https://www.tokyo-cci.or.jp/nerima/>		
東京商工会議所 練馬支部	練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階	3994-6521

※信用保証協会は、金融機関からの融資を受けやすくするために融資の保証人となる公的機関です。

練馬区での相談窓口 

練馬ビジネスサポートセンターでは、区内中小企業者の皆さんの経営改善、販売促進、資金調達、補助金活用、事業計画作成などのお悩みや課題等々を解決するサポートをしています。各種相談から補助金の交付、セミナー等の開催まで、総合的な支援を行っています。

<総合相談>

中小企業者の経営支援や起業支援に関する知識と経験を持った中小企業診断士等が常駐し、月曜日から金曜日まで、随時、来所・オンライン・電話にて無料相談を行っています。

<起業・創業相談>

起業・創業に関する各種相談、資金計画等について、中小企業診断士等が月曜日から金曜日までご相談に応じます。（事前予約制）

<専門相談>

曜日ごとに各分野の専門相談員がご相談に応じます。（事前予約制）

曜日	月曜		火曜		水曜	木曜	金曜
相談内容	法律	デジタルサポート	税務	労務 (経営者向け)	販売促進・集客	経営全般	税務
相談員	弁護士	中小企業診断士	税理士	社会保険労務士	ビジネスマネージャー デザイナー・プロダクトバイザー	中小企業診断士	税理士
時間	9時～12時	13時～17時	9時～13時	13時～17時	9時～17時	13時～17時	13時～17時

<出張相談>

上記の各種相談を利用された方で、事務所や店舗の実地での相談が必要な場合には、出張しての相談を行っています(法律相談を除く)。



相談窓口に関するお問い合わせ

練馬ビジネスサポートセンター 03-6757-2020



平日 午前9時～午後5時 <https://www.nerima-idc.or.jp/bsc/>
〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階(練馬区立区民・産業プラザ内)

発行

練馬区産業経済部経済課融資係 (直通)03-5984-2673 (FAX)03-6757-1013

令和8年度
(2026年度)

**練馬区産業融資
あっせんのご案内**

～事業資金の融資を低利でご利用いただけます～

区内中小企業者の皆さんが経営の安定と向上のために必要とする事業資金について、低利(利用者負担金利0.9%以下)での融資をご利用いただけるよう取扱金融機関にあっせんします。

融資の審査および貸付は金融機関が行います。区は融資にかかる利子の一部を負担して金融機関に直接お支払いします。

<ご利用いただける方>

普通貸付等のお申込みは、以下の要件を満たす方が対象となります。創業支援貸付等、その他の資格要件はP.4～をご確認ください。

1. 主たる事業として東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる、中小企業信用保険法で定める中小企業者であること(P.2参照)。
2. 法人は登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあり、個人事業主は主たる事業所所在地または住所が1年以上前から練馬区内にあること。また、法人・個人事業主とも同一事業を引き続き1年以上営んでおり、確定申告をしていること。
3. 個人事業主については事業収入が給与収入を超えていること。
4. 納期の到来した住民税(および軽自動車税)、法人住民税を完納していること。
5. 事業に必要な許認可(届出・登録・許可・認可・免許)等を受けていること。
6. 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者でないこと。
7. 融資を受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること。
8. 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者でないこと。

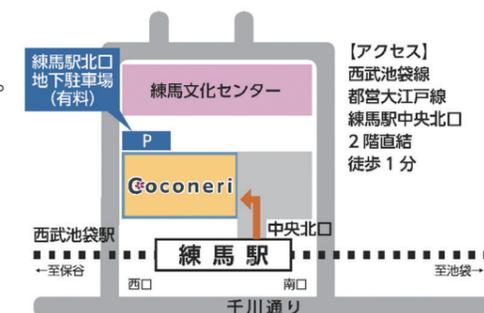
お問合せ・お申込み

※郵送による受付ができません。金融機関からの代行申請も受付けています。
※事業主の方が直接窓口申請される場合は、事前にご連絡ください。

練馬区産業経済部経済課融資係

TEL: 03-5984-2673

平日 午前9時～午後5時



〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階(練馬ビジネスサポートセンター内)

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/sangyo/jigyosha/yushi/>



資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が下表に該当している事業者が対象です。農林・漁業、金融業（一部金融業を除く）、風俗関連営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO法人を除く）、LLP（有限責任事業組合）は対象外です。

業 種	資 本 金	従業員数（小規模企業）
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下（20人以下）
ゴム製品製造業（※1）	3億円以下	900人以下（20人以下）
卸売業	1億円以下	100人以下（5人以下）
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下（5人以下）
サービス業	5千万円以下	100人以下（5人以下）
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下（20人以下）
宿泊業（旅館業を除く）・娯楽業	5千万円以下	100人以下（20人以下）
旅館業	5千万円以下	200人以下（20人以下）
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下（20人以下）

※1 ゴム製品製造業では、自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業は含まれません。

- 従業員数には家族従業員、臨時の使用人、会社の役員、雇用関係のないボランティアは含まれません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても事業の経営上不可欠な人員は含まれます。
- NPO法人では、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます（資本金の要件はありません）。
- 詳しくは東京信用保証協会のホームページ等をご確認ください。

＜資金使途・限度額＞ ※①—⑭はP.4—P.5の貸付種類の番号です

- この融資は、事業用の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。生活資金、住宅資金、投機資金、役員報酬、納期限後の納税資金、自己資本の増強等、債務償還資金（⑥新旧債務一本化貸付を除く）等にはお使いいただけません。設備資金は、支払済の購入代金等の資金にはお使いいただけません。
- 貸付限度額（運転資金と設備資金を合計した貸付金額の上限額）は、申込時点の同一貸付種類の貸付残高を含みます。合計額が貸付限度額の範囲内でしたら何件でもご利用いただけます。
- 車両購入費用については、**個人タクシー用車両**では400万円、**事業用普通乗用車（3・5・7人乗）**では300万円が貸付限度額となります。事業用貨物車両（トラック）等はこの限りではありません。※事業活動用に使用する車両および装備に限る
- 貸付金額は**1万円単位**となります。貸付金額のうち設備資金は見積金額（1万円未満切捨）の範囲内の額となります。

＜貸付期間・金利＞

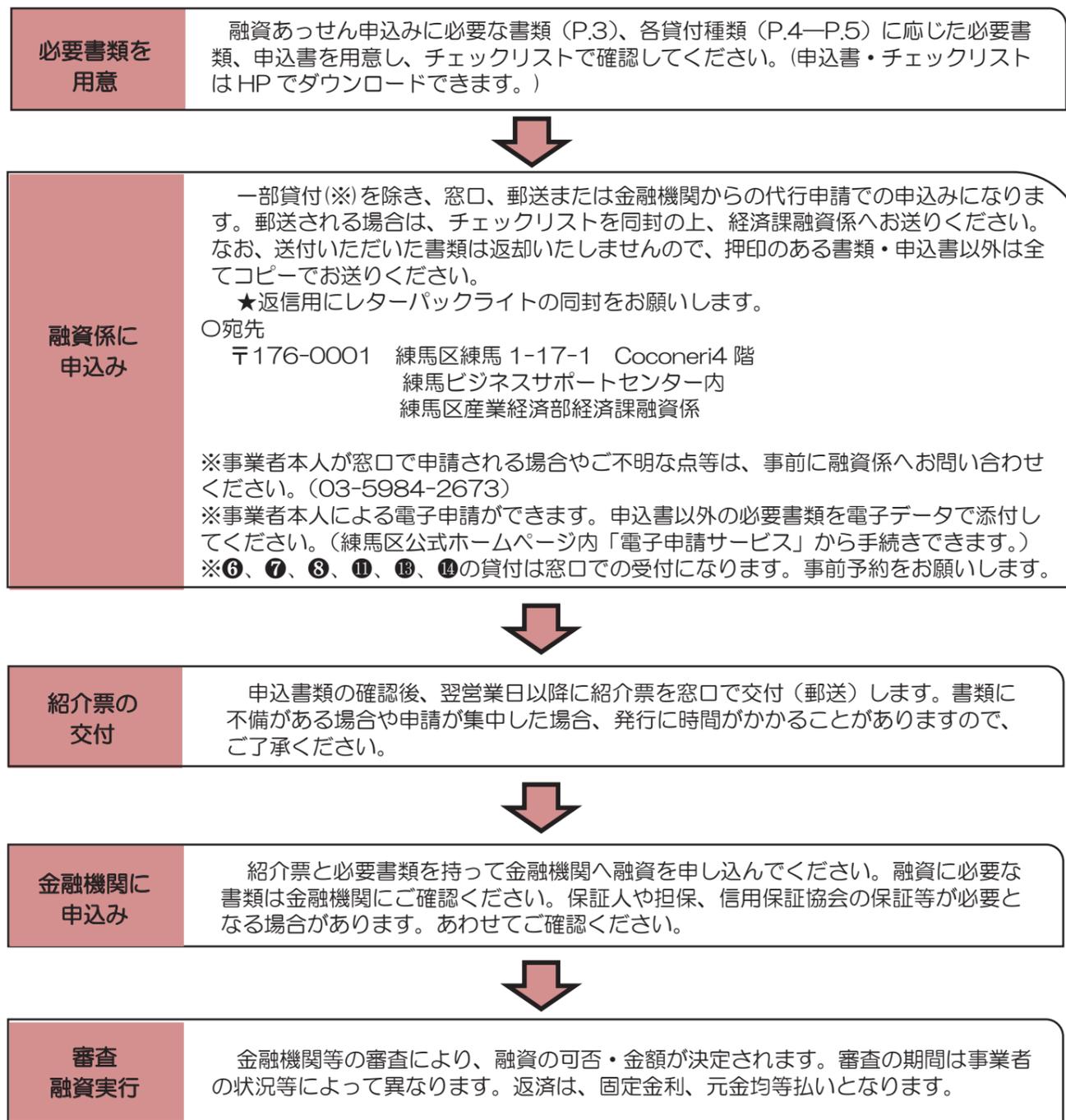
- 貸付期間（据置期間を含む）は、貸付金額が1千万円以下のときは7年（84か月）以内です。1千万円を超えるときは10年（120か月）以内です。※④年末短期貸付は11か月以内です。
- 金利負担のうち、利用者の負担金利は0.2～0.9%です。区は1.1～1.8%を負担します（⑭創業支援特別貸付では区負担金利0.8%）。金利はいずれも固定金利です。
- 区の金利負担は、申込者が資格要件を失う（①完済または繰上完済②返済不能または代位弁済③廃業または区外移転）などの事由により終了します。

＜その他＞

- あっせん申込後に融資がご不要となった場合には、交付済みの紹介票は必ず融資係にご返却ください。
- 残高照会など融資に関する情報の開示を希望される場合は、身分証明書をお持ちのうえ、ご本人様が窓口にお越しください。（金融機関が委任状を持ってお越しの場合は、融資種類別の残高のみお伝えします。）

手続きの流れ

必要書類・条件・審査の内容等をあらかじめ金融機関に相談してください。金融機関からの代行申請も受付けています。委任状は必要ありません。



信用保証料の補助について

区が信用保証料等の一部を補助する特別貸付（⑨・⑩・⑪・⑫・⑭）については、金融機関からの融資実行報告後に、請求書類等を申込者様宛にお送りします。補助額は信用保証料の2分の1の額です。

※ 繰上償還等により信用保証協会等から返戻があった場合には、補助割合に応じた額をご返金いただきます。

取扱金融機関

※ご協力いただいている金融機関・支店一覧です

金融機関名	支店名	所在地	電話	金融機関名	支店名	所在地	電話
みずほ銀行	高田馬場	法人営業オフィス 千代田区神田錦町 2-11	6631-9542	西京信用金庫	富士見台	富士見台 2-1-14	3990-1161
	鷺宮				上井草	杉並区井草 5-6-6	3395-2171
	桜台				野方	中野区野方 6-31-10	3338-6111
	石神井				練馬	豊玉北 5-14-3	3993-4311
	大泉				江古田	柴町 44-7	3993-7611
	池袋西口				北町	北町 1-30-4	3931-0131
	練馬富士見台				鷺宮	中野区鷺宮 4-44-10	3339-2221
	成増				大泉	東大泉 3-20-8	3921-1211
	光が丘				保谷	西東京市東町 3-11-26	042-421-4111
	江古田				氷川台	氷川台 3-33-3	3937-0411
三菱UFJ銀行	練馬平和台	板橋区赤塚新町 1-20-6	5399-3271	西武信用金庫	新座	新座市片山 1-15-24	048-479-1183
	江古田	豊玉上 2-27-18	5984-5123		鷺宮	中野区若宮 3-16-11	3330-2321
	保谷	南大泉 3-31-23	3924-7111		保谷	西東京市保谷町 3-24-24	042-462-3661
	上石神井	上石神井 1-13-16	3920-3333		新江古田	新宿区西落合 4-25-8	5988-5651
	大泉	東大泉 4-2-12	3925-3011		吉祥寺	武蔵野市吉祥寺本町 2-4-14	0422-22-5141
	石神井公園	東大泉 4-2-12	3921-5906		大泉	大泉学園町 7-15-7	3921-6711
	練馬	豊玉上 2-27-18	3994-5711		下井草	杉並区井草 1-1-1	3394-2311
	練馬光が丘	豊玉上 2-27-18	3994-6430		椎名町	豊島区南長崎 3-2-14	3953-4611
	下赤塚駅前	板橋区赤塚新町 1-20-6	3931-0610		成増	板橋区成増 1-29-7	3930-7136
	三井住友銀行	練馬	練馬 1-4-6		3992-1133	東京信用金庫	中村橋
中村橋		中村北 3-23-1	3999-7191	東長崎	豊島区南長崎 5-28-4		3952-3151
光が丘		練馬 1-4-6	3992-1133	上板橋	板橋区桜川 3-21-11		3559-1491
大泉		東大泉 1-29-1	3921-1031	練馬	春日町 1-15-2		3577-0761
武蔵関		関町北 2-27-15	3929-1131	大泉	大泉学園町 7-16-21		3978-8011
りそな銀行	成増	板橋区成増 2-21-6	3930-3181	城北信用金庫	武蔵関	関町東 1-21-9	5991-4111
	練馬	豊玉北 6-1-10	3991-1136		土支田	土支田 4-3-1	3922-3663
	石神井	石神井町 3-25-12	3996-0641		落合	新宿区西落合 3-1-5	3954-1151
埼玉りそな銀行	和光	和光市本町 2-1	048-461-5691	城北信用金庫	谷原	谷原 2-5-6	3904-1151
群馬銀行	池袋	豊島区池袋 2-16-10	3984-1601		平和台	早宮 2-17-43	3933-1121
武蔵野銀行	朝霞	朝霞市本町 1-2-29	048-461-5345		上板橋	板橋区南常盤台 1-22-5	3956-1151
	和光	和光市下新倉 1-1-1	048-462-8451		長崎	新宿区西落合 3-1-5	3954-1151
	板橋	板橋区上板橋 1-19-16	3932-1611	上石神井	上石神井 4-1-12	3929-2131	
きらぼし銀行	江古田	柴町 6-5	3994-4321	瀧野川信用金庫	上板橋	板橋区常盤台 4-20-10	3935-8411
	上石神井北	上石神井 2-34-12	3920-1581		江古田	旭丘 1-55-1	3951-1121
	大泉学園駅前	大泉5-43-1 ゆめりあフェニクスB館2F	3924-7211		練馬	練馬 1-4-1	3992-2101
	練馬	春日町 4-16-4	3970-6111		成増	板橋区成増 3-11-3	3938-0151
	石神井	石神井町 3-26-8	3995-1181		田柄	田柄 2-5-27	3977-4111
	赤塚	板橋区常盤台 4-33-12	3932-4191		東武練馬(仮店舗)	板橋区徳丸 3-5-19	3935-2111
	大泉	石神井町 3-26-8	6913-2860		土支田	土支田 4-7-7	3923-3111
	上石神井	上石神井 2-34-12	3929-8811		東新町	板橋区東新町 1-93 板橋区営業センター2F	6909-3931
豊島園	春日町 4-16-4	5848-2291	平和台早宮	早宮 2-17-37	3933-7711		
山梨中央銀行	荻窪	杉並区南荻窪 1-42-15	3331-0101	小竹向原	板橋区小竹向原 1-93 板橋区営業センター2F	6909-3931	
阿波銀行	東京城北	北区王子 2-30-3	3927-1051	光が丘	田柄 5-16-6	5241-2611	
東和銀行	東大泉	東大泉 3-17-4	3922-5161	阿佐ヶ谷	杉並区阿佐ヶ谷南 1-34-6 4F	3317-0111	
大光銀行	東京	豊島区池袋 2-40-13-12F	3988-1221	成蹊学園前	武蔵野市中町 3-29-12	0422-54-3321	
飯能信用金庫	西東京	西東京市北町 5-11-40	042-425-8811	吉祥寺	武蔵野市吉祥寺本町 1-10-5	0422-21-3741	
朝日信用金庫	板橋	板橋区熊野町 11-8	3957-2101	ひばりが丘	西東京市ひばりが丘北 3-4-7	042-423-3111	
興産信用金庫	大泉	大泉学園町 6-12-40	3921-3211	池袋	豊島区南池袋 1-21-10	3988-6311	
東京シティ信用金庫	中野	中野区上高田 2-50-1	3387-5151	常盤台	板橋区前野町 2-4-2	3969-2535	
芝信用金庫	野方	中野区野方 6-16-8	3330-6211	保谷	南大泉 4-55-5	3924-3311	
	石神井	石神井町 2-14-1	3997-2195	富士見台	富士見台 2-18-5	3999-7163	
東京東信用金庫	沼袋	中野区沼袋 4-31-9	3399-2411	東京あおば農業協同組合	練馬春日町	春日町 1-17-34	3999-1451
東京三協信用金庫	上井草	杉並区上井草 3-31-20	3396-6311		中村橋	中村北 3-11-6	3999-1611
	田柄	田柄 3-6-20 1F	3825-1311		田柄	田柄 2-20-10	3939-0021
東京三協信用金庫	江古田	旭丘 1-27-9	3952-1236		平和台	平和台 4-7-6	3937-0881
	井荻駅前	杉並区上井草 1-24-2	3390-4111		石神井	石神井町 5-11-7	3995-4121
東京三協信用金庫	東伏見	西東京市富士町 2-11-12	042-462-1555		関町	関町北 4-11-3	3920-4128
	鷺宮	中野区上鷺宮 1-4-2	3999-2011		大泉	大泉学園町 2-12-17	3925-3111
池袋	豊島区西池袋 5-4-6	3984-3551					

必要書類等

貸付の種類によって下記以外の書類が必要になります。詳しくは、P.4～をご確認ください。

	個人事業主	法人
1	申込書 (HP からダウンロードしてください ※ ⑥,⑦,⑧,⑩,⑪,⑬,⑭の貸付は窓口でお渡しします。)	
	実印または認印を押印 ※スタンプ印は不可	法人の代表者印(実印)を押印
2	直近の確定申告書 (電子申告の場合は「受信通知」または所得税 (個人) ・法人税の「納税証明書 (その2)」を添付。)および決算書類一式 (別表、決算書、勘定科目内訳明細書等含む)。 練馬東税務署：03-6371-2332 練馬西税務署：03-3867-9711	
	・ 白色申告：確定申告書と内訳書 ・ 青色申告：確定申告書と決算書 (または現金出納帳等の簡易帳簿)	※ 特定非営利活動法人 (NPO 法人) では、事業報告書 (計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面)、確定申告書 (確定申告を要する活動のとき) が必要です。
3	住民税 (および軽自動車税) の領収書・納税証明書等	法人住民税 (法人都民税等) の納税証明書 ※ 法人事業税の証明書は不要です
	・ 1月1日 (1～6月中は前年の1月1日) 以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。	・ 都税事務所等で発行した、直近の決算にかかる法人住民税の納税証明書が必要です。(領収書、納付確認書等では受付できません。)
	・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。住民税課税の場合は、納期が到来した当年度 (4～6月中は前年度) 分の住民税の領収書 (口座引落の場合は記帳済みの通帳) および納税通知書、または納税証明書が必要です。	※ 収益事業を行っていないNPO法人等は、免除を受けている証明書が必要です。 ●練馬都税事務所：03-3993-2261
4	住民票 (練馬区に住民登録がある方は不要) ※ 申込者本人のもので、発行から3か月以内のもの ※ 最新の情報のもの	履歴事項全部証明書 (発行から3か月以内のもの) ※ 住所移転、法人名・代表者変更等の変更申請をおこなっていること ※ 代表者住所非公開の場合は事前にご相談ください
	有効な許認可証・開設届等 (飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ) ※ 住所移転、法人名・代表者変更等の変更申請をおこなっていること	
6	有効な見積書または支払前の請求書・契約書 (資金使途が設備資金の場合のみ。自社見積不可) ※ 有効期限の記載がない場合は、発行から3か月以内のもの ※ 発行業者の社名、宛名 (法人名・個人事業主氏名)、発行日、金額内訳や明細等のあるものが必要です。注文書や商談メモ等では代用できません。 ※ 不動産物件の修繕費用等では、親族等の生活用に供している部分は対象となりません。また共有物件の場合は、資格要件を有する申込者 (複数名可) の持分のみが対象となります。見積書を基に必要な額を算出してください。	
	代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し ※練馬区に住民登録がある方は不要 ※最新の情報のもの	
8	※必要に応じ 返信用レターパックライト、郵送用チェックリスト (HP からダウンロードしてください)	

区市町村民税の各納期は、6月末、8月末、10月末、1月末です。

軽自動車の自動車税の納期は5月末です。(いずれも土・日曜のときは翌営業日)

貸付種類・貸付要件

1 一般貸付

貸付種類と資格要件	貸付限度額	用途	据置期間上限	金利	利用者負担	区負担
① 普通貸付	2,500万円	運転・設備	6か月	0.9%		1.1%
「ご利用いただける方（P.1参照）」の要件を満たしていること。 ※事業の様態や組織形態等により、その他の要件も確認する場合があります。						
（商店会加入者優遇措置）	500万円※上項限度内		6か月	0.4%		1.6%
1. 上項の資格要件に加え、練馬区内の商店会に加入していること。 ＜必要書類＞直近の商店会費の納入領収書など、申込時点で商店会に加入していることがわかる書類						
② 小規模企業小口貸付	2,000万円	運転・設備	6か月	0.9%		1.1%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。（ただし、NPO法人は対象外。） 2. 従業員が20人以下（卸・小売・飲食・サービス業は5人以下）であること。 3. 信用保証協会の保証を利用し、当該融資を含めた保証付融資残高が2,000万円以下であること。 ※東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たす方は、都の信用保証料補助が利用できます。						
（商店会加入者優遇措置）	500万円※上項限度内		6か月	0.4%		1.6%
1. 上項の資格要件に加え、練馬区内の商店会に加入していること。 ＜必要書類＞直近の商店会費の納入領収書など、申込時点で商店会に加入していることがわかる書類						
③ 新旧債務一本化貸付	2,500万円	運転・設備	6か月	0.9%		1.1%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 融資実行後1年以上経過した練馬区産業融資あっせん制度による債務（旧債務）が対象です（運転資金として扱います）。 3. 新旧債務一本化貸付および新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付を除く旧債務を一括返済するための資金に、新たに必要となる資金を併せて一本化すること。 4. 取扱金融機関は、旧債務のある金融機関の同一支店であること。						
④ 年末短期貸付	300万円	運転	1か月	0.4%		1.6%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 10月～11月に申し込むこと。 ※貸付期間は11か月以内となります。						
⑤ 災害貸付	500万円	運転・設備	12か月	0.4%		1.6%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 火災・風水害等により設備などに被害を受け、被災（り災）証明書が発行されていること。 ＜必要書類＞被災（り災）証明書						
⑥ 街づくり事業協調貸付	1,000万円	運転・設備	6か月	0.4%		1.6%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 都市計画事業等公共事業の施行に伴って移転等を行う、従業員が5人以下の事業者であること。 3. 移転等の後も、引き続き区内で同一事業を営み、設備等の近代化を図るものであること。 4. 企業診断により適格と認められること。 ＜必要書類＞事前に配付する事業計画書、都市計画事業等による移転等であることを証する書類						
⑦ 団体貸付	法人2,500万円・任意団体2,000万円	運転・設備	6か月	0.4%		1.6%
1. 4人以上で組織されている区内の商工業団体であること。 2. 構成員の3分の2以上が区内に主たる事業所を有し、保証対象業種を営む事業者であること。 3. 法人は確定申告と法人住民税を完納し、任意団体は代表者が確定申告と住民税を完納していること。 ＜必要書類＞事前に配付する事業計画書および資金計画書、団体規約・役員名簿または議事録、定款・履歴事項全部証明書等						
⑧ 商店街整備資金貸付	商店会5,000万円・会員2,000万円	運転・設備	6か月	0.4%		1.6%
1. 普通貸付または団体貸付の要件を満たしていること。 2. 練馬区いきいき商店街支援事業補助金交付要綱等に基づく補助金の交付決定を受けた、共同施設の整備等を行う商店会または店舗の整備を行う商店会の会員であること。 ※会員は設備資金のみです。 ＜必要書類＞いきいき商店街支援事業等にかかる計画書および決定通知書						

2 特別貸付

⑨ 景気対策特別貸付	1,500万円	運転・設備	12か月	0.2%		1.8%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 申込月の3か月前の月を含む連続した3か月または12か月の期間において、その前年同期から同一事業を行っており、前年同期と比較し売上高または利益率（売上総利益率または営業利益率）が減少していること。店舗の増減等の業態の変化による減少は対象となりません。 ※信用保証料の補助があります。詳しくはP.7をご覧ください。 ＜必要書類＞要件2を証する書類（帳簿・試算表・法人事業概況届の提出と比較表の作成、当事者以外の税理士または公認会計士の職名・氏名・捺印のある比較表等）						

貸付種類と資格要件	貸付限度額	用途	据置期間上限	金利	利用者負担	区負担
⑩ 地球温暖化等環境対策特別貸付	500万円	設備	6か月	0.2%		1.8%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 本貸付の使途が、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現や環境保全対策に資するものであり、つぎの(1)から(7)のいずれかに当てはまること。 (1) 低公害車の導入（電気自動車、ハイブリッド車、九都県市あおぞらネットワーク<http://www.9taiki.jp/>指定車等） (2) アスベストの除去工事 (3) 騒音・ばい煙など公害防止のための設備の導入 (4) 再生可能エネルギーを利用した施設整備 (5) LED照明・窓遮光フィルムの導入・高反射率塗装工事 (6) 省エネ促進税制導入推奨機器の導入<https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp> (7) 屋上・壁面等の緑化工事 ※信用保証料の補助があります。詳しくはP.7をご覧ください。 ＜必要書類＞要件2を満たすことが確認できる資料						
⑪ デジタル化・イノベーション等支援特別貸付	1,000万円	運転・設備	12か月	0.2%		1.8%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. つぎの(1)から(3)のいずれかに当てはまること (1) デジタル化推進に伴うもの ① デジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築や既存ビジネスの変革を目指すもの。 ② 上記のほか、情報通信機器類の導入により、生産性の向上、業務効率化および経営の活性化を図るもの。 (2) 新技術・新製品開発に伴うもの ① 製造業またはサービス業を営み、新技術・新製品開発を行うもの。 ② 新技術・新製品の導入に伴う効果等の予測調査を行うもの。 (3) 事業転換・新分野進出に伴うもの ① 法人については登記上の本店所在地が、個人については事業所または住所が、5年以上前から区内にあり、同一事業を引き続き5年以上営んでいる事業者が、区内で事業転換を行うもの。 ② 新分野への進出等により、区内で事業の多角化を行うもの。 3. 企業診断により適格と認められること。 ※2(1) デジタル化推進に伴うものは、書面に基つき診断します。 ※信用保証料の補助があります。詳しくはP.7をご覧ください。 ＜必要書類＞事前に配布する事業計画書およびその内容を証する見積書や領収書等、要件2を満たすことが確認できる資料						
⑫ アニメ産業特別貸付	1,000万円	運転・設備	6か月	0.2%		1.8%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. アニメ制作に携わっている事業者であること。 3. 本貸付の使途が、アニメ事業に係るものであること。 ※信用保証料の補助があります。詳しくはP.7をご覧ください。 ＜必要書類＞要件2・3を満たすことが確認できる資料（受注契約書、発注書、パンフレット等）						

3 創業支援貸付(創業者向け)

⑬ 創業支援貸付（一般）	1,000万円	運転・設備	12か月	0.4%		1.6%
1. 事業を営んでおらず、これから開業を予定しているか、開業1年未満で開業時に他に事業を営んでいないこと。 2. 東京信用保証協会の保証対象業種を開業すること。また、開業する業種において必要とする国家資格（医師、弁護士等）を有すること。 3. 区内に主たる事業所を開業すること。かつ、法人の場合は、登記上の本店所在地を区内にすること。 4. 開業1年未満の場合、開業時から継続して主たる事業所の所在地が区内であること。かつ、法人の場合は、開業時から継続して登記上の本店所在地が区内であること。 5. 納期の到来した住民税（および軽自動車税）を完納していること。 6. 給与所得者との兼業ではないこと。 7. 開業にかかる事業資金に対してその3分の1以上の自己資金を有すること（融資申込額は自己資金の2倍以内となります）。 8. 企業診断により適格と認められること（個人タクシー業を除く）。 ＜必要書類＞創業計画書およびその内容を証する見積書や領収書等、各要件を満たすことが確認できる資料。						
⑭ 創業支援特別貸付	500万円	運転・設備	12か月	0.2%		0.8%
1. 創業支援貸付（一般）の要件1から6を満たしていること。 2. 産業競争力強化法に基づく、特定創業支援等事業を受けたことの証明書が発行されていること。 3. 創業計画書の内容について融資を希望する金融機関の承認を得ており、融資実行後も当該金融機関の指導・助言を受けること。 ※信用保証料の補助があります。詳しくはP.7をご覧ください。 ＜必要書類＞特定創業支援等事業を受けたことの証明書、⑬創業支援貸付（一般）と同様の必要書類（創業計画書は、特定創業支援等事業で作成した計画書での代用可能）						